

提出資料

(1) 公営住宅の管理に関する木之本町回答（木之本町作成）

○第6回任意合併協議会における木之本町に対する質問事項

1. 現年分収納率の目標値がなぜ木之本町だけ90%なのか。95%にすべきではないか。
滞納整理事務取扱要領に基づく事務処理を徹底していき合併時95%を目標とする。
2. 不納欠損処理について
 - ①審査委員会等を設け、対応しているのか。
不能欠損処分審査委員会設置要綱による 資料1
 - ②滞納整理マニュアルはあるのか。
町営住宅家賃滞納整理事務取扱要領（平成13年度作成）による 資料2
 - ③処理の詳細について教えてほしい。
平成19年度 8件 1,822,827円
返還済み住宅で10年を経過し精査の結果
転居先不明1件 名義人死亡7件
3. 収納率100%なら850万円と聞くと、7千万という滞納額は多すぎて理解ができない。一番滞納額が多い方で、何年分、いくら滞納があるのか。
S57年～H19年 26年間分 3,036,600円（H20.5月末）
4. 合併後、公営住宅法に基づき算定すれば、家賃が上がるが、そのことは住民が理解されているのか。周知しているのか。
現時点では周知はまだであるが、今後戸別訪問により周知する。
5. 調整方針「合併時まで減免規定の是正に努める。」とあるが、本来、減免されない人が減免を受けているという実態があると理解していいか。
ある
減免額、減免率などの詳細なデータをいただきたい。
64人 金額計1,555,200円（月額129,600円） 資料3
6. 税や住宅新築貸付金の滞納額も2億円を超えるが、納付する能力がないのか、意思がないのか、その辺りの分析について明確な答えをいただきたい。
住宅新築資金
生活困窮者 70件 行方不明・死亡 24件 納付意思欠如 31件
7. 平成17年から19年について現年分収納率は教えていただいているが、額を教えてください。
資料4

○木之本町税等不納欠損処分審査委員会設置要綱

平成16年11月12日

要綱第2号

(設置)

第1条 木之本町における歳入(町税等)の不納欠損処分ならびにこれらに関連する事務の適正な執行を図るため、木之本町税等不納欠損処分審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、木之本町財務規則(昭和39年規則第2号)第48条に掲げる事項およびこれらに準ずる事項について調査、審査する。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる職にあるものとし、同委員をもって委員会を組織する。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 税務住民課長(住民基本台帳情報、国民健康保険加入情報、所得および資産の保有状況)
- (4) 健康福祉課長(福祉情報、介護保険加入情報)
- (5) 地域整備課長(公営住宅加入情報)
- (6) 水道課長(水道、下水道情報)
- (7) 人権政策課長(資金貸付情報)

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は会務を総理し委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は会議の議長となる。
- 3 会議の議事は出席委員の3分の2以上の賛成をもって、議事を決定する。
- 4 委員会は必要に応じて適当と認めるものに意見を聴き、また意見を求めることができる。

(事務)

第6条 委員会開催に伴う事務は、審査案件主管課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱が定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成16年11月16日から施行する。

付 則(平成17年要綱第6号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成19年要綱第3号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、改正後の木之本町税等不納欠損処分審査委員会設置要綱第3条、木之本町滞納処分等判定委員会設置要綱第3条および木之本町未収金対策委員会設置要綱第3条の規定は適用せず、改正前の木之本町税等不納欠損処分審査委員会設置要綱第3条、木之本町滞納処分等判定委員会設置要綱第3条および木之本町未収金対策委員会設置要綱第3条の規定は、なおその効力を有する。

町営住宅家賃滞納整理事務取扱要領

この要領は、町営住宅入居者が家賃を滞納した場合における処理手続きを定めることにより、町営住宅の管理を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

1. 家賃収納状況表等の作成および未納調書の作成

- (1) 地域整備課長は、町営住宅家賃収納状況表（様式1）および町営住宅家賃未納者リスト（様式2）を作成するものとする。
- (2) 地域整備課長は、3ヶ月以上の家賃滞納がある者について、町営住宅家賃未納調書（様式3）を作成し、滞納の状況を把握するものとする。

2. 督促状の発送

- (1) 町長は、1ヶ月以上の家賃滞納者に対して毎月文書で納入を促すものとする。（様式4）
- (2) 町長は、3ヶ月以上の家賃滞納者に対して督促状（様式5）を、連帯保証人に対して家賃債務の協力依頼（様式6）を送付するものとする。

3. 納付指導

- (1) 町長は、家賃滞納者について、督促状によるほか、訪問または呼び出し等により滞納の実態を調査し、納付指導を行うものとする。なお、訪問指導を行った場合で、滞納者が不在のときは、不在者用通知（様式7）を郵便受け等に投函するものとする。
- (2) 町長は、納付指導等により、入居者が、木之本町営住宅管理条例（以下「条例」という。）第14条の規定に該当し、家賃の減免または徴収猶予をすることができると思われる場合は、木之本町営住宅管理条例施行規則（以下「規則」という。）第13条第2項の規定に基づく家賃の減免または徴収猶予の手続き等の指導を行うものとする。
- (3) 町長は、入居者が家賃の減免または徴収猶予の申請を行った場合は、規則第13条第4項の規定に基づき速やかに決定の上、通知する。

4. 最終督促および連帯保証債務履行要請

町長は、2項に基づく督促および3項に基づく納付指導を行った後、引き続いて家賃を納付しない滞納者に対して最終督促状（様式8）を、連帯保証人に対して連帯保証債務履行要請（様式9）をそれぞれ送付するものとする。

5. 支払督促の申立

- (1) 町長は、4項に基づく最終督促状の督促期限までに滞納家賃を納付しなかった者のうち、支払督促の申立を行うべきものと認められる者について、裁判所に対し支払督促の申立を行うものとする。
- (2) 前号による措置後、滞納者が異議の申立てをせず、かつ、不履行の場合は、裁判所に対し、仮執行宣言の申立を行うものとする。

(3) 前号による措置後、滞納者が異議の申し立てをせず、かつ、不履行の場合は、裁判所に対し、強制執行の申し立てを行うものとする。

6. 条件付使用許可取消

町長は、4項に基づく最終督促状の督促期限までに滞納家賃を納付しなかった者に対して条例第39条第2項の規定に基づき、条件付使用許可取消書を(様式10)を送付するものとする。

7. 訴えの提起

(1) 町長は、6項に基づく指定期限までに滞納家賃を納入しなかった者に対する住宅明渡請求等の訴えの提起の議案を町議会に提出するものとする。

(2) 町長は、前号の議案が議会の議決を得た場合は、直ちに裁判所に対し訴えの提起を行うものとする。

(3) 町長は、訴えの提起に係る手続きについては、当分の間、弁護士に依頼するものとする。

8. 督促手数料および延滞金

督促手数料および延滞金は、木之本町税外収入督促等に関する条例および木之本町営住宅管理条例の規定に基づき徴収するものとする。

9. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

付則 この要領は、平成13年9月17日から施行する。

町長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項については、町長において専決処分することができるものとして指定する。

- 1 地方自治法第96条第1項第12号に規定するもののうち、町営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解および調停に関すること。

木之本町公営住宅減免適用資料

資料 3

管理戸数	調定戸数
137	119

減免率	最低額適用	～10%	～20%	～30%	～40%	～50%	～50%	60%台
件数	55	32	0	0	18	10	1	3

減免金額(円)	最低額適用	～500	～1000	～2000	～3000	～4000	～7000	～10000	～15000	～16000
件数	55	19	13	23	3	1	1	1	2	1

木之本町における公営住宅使用料の収納状況(昭和54年～平成19年)

年度	現年分 滞納繰越 計	調定額	収入額	収入未済額	収納率 (%)	不納欠損額	
						件数	金額
昭和 54年	現年分	8,822,154	5,073,464	1,263,362			
	滞納繰越			2,485,328			
	計	8,822,154	5,073,464	3,748,690	57.51		
昭和 55年	現年分	6,916,300	4,794,430	5,870,560	44.95		
	滞納繰越	3,748,690					
	計	10,664,990	4,794,430	5,870,560	44.95		
昭和 56年	現年分	6,807,700	5,589,834	7,088,426	44.09		
	滞納繰越	5,870,560					
	計	12,678,260	5,589,834	7,088,426	44.09		
昭和 57年	現年分	8,564,134	6,374,700	9,277,860	40.73		
	滞納繰越	7,088,426					
	計	15,652,560	6,374,700	9,277,860	40.73		
昭和 58年	現年分	8,616,600	6,522,272	11,372,188	36.45		
	滞納繰越	9,277,860					
	計	17,894,460	6,522,272	11,372,188	36.45		
昭和 59年	現年分	8,633,650	5,824,850	14,180,988	29.12		
	滞納繰越	11,372,188					
	計	20,005,838	5,824,850	14,180,988	29.12		
昭和 60年	現年分	8,398,419	5,227,064	17,352,343	23.15		
	滞納繰越	14,180,988					
	計	22,579,407	5,227,064	17,352,343	23.15		
昭和 61年	現年分	8,810,808	5,182,018	20,981,133	19.81		
	滞納繰越	17,352,343					
	計	26,163,151	5,182,018	20,981,133	19.81		
昭和 62年	現年分	6,444,000	4,657,640	22,767,493	16.98		
	滞納繰越	20,981,133					
	計	27,425,133	4,657,640	22,767,493	16.98		
昭和 63年	現年分	5,779,740	4,725,000	23,822,233	16.55		
	滞納繰越	22,767,493					
	計	28,547,233	4,725,000	23,822,233	16.55		
平成 1年	現年分	8,847,950	4,526,000	28,144,183	13.85		
	滞納繰越	23,822,233					
	計	32,670,183	4,526,000	28,144,183	13.85		
平成 2年	現年分	8,845,960	4,242,410	32,747,733	11.47		
	滞納繰越	28,144,183					
	計	36,990,143	4,242,410	32,747,733	11.47		
平成 3年	現年分	8,628,262	5,161,862	36,214,133	12.48		
	滞納繰越	32,747,733					
	計	41,375,995	5,161,862	36,214,133	12.48		
平成 4年	現年分	8,799,000	5,110,800	39,902,333	11.35		
	滞納繰越	36,214,133					
	計	45,013,133	5,110,800	39,902,333	11.35		
平成 5年	現年分	8,901,021	6,183,018	42,620,336	12.67		
	滞納繰越	39,902,333					
	計	48,803,354	6,183,018	42,620,336	12.67		
平成 6年	現年分	8,812,558	6,044,239	45,388,655	11.75		
	滞納繰越	42,620,336					
	計	51,432,894	6,044,239	45,388,655	11.75		
平成 7年	現年分	8,634,760	6,138,861	47,884,554	11.36		
	滞納繰越	45,388,655					
	計	54,023,415	6,138,861	47,884,554	11.36		
平成 8年	現年分	8,771,600	4,692,600	4,079,000	53.50		
	滞納繰越	47,884,554	1,039,500	46,845,054	2.17		
	計	56,656,154	5,732,100	50,924,054	10.12		
平成 9年	現年分	8,751,600	4,540,400	4,211,200	51.88		
	滞納繰越	50,924,054	1,664,300	49,259,754	3.27		
	計	59,675,654	6,204,700	53,470,954	10.40		
平成 10年	現年分	8,721,900	5,701,110	3,020,790	65.37		
	滞納繰越	53,470,954	645,300	52,825,654	1.21		
	計	62,192,854	6,346,410	55,846,444	10.20		
平成 11年	現年分	8,817,700	5,040,100	3,777,600	57.16		
	滞納繰越	55,846,444	777,850	55,068,594	1.39		
	計	64,664,144	5,817,950	58,846,194	9.00		
平成 12年	現年分	8,799,231	5,627,400	3,171,831	63.95		
	滞納繰越	58,846,194	1,023,000	57,823,194	1.74		
	計	67,645,425	6,650,400	60,995,025	9.83		
平成 13年	現年分	8,593,600	5,577,600	3,016,000	64.90		
	滞納繰越	60,995,025	1,246,538	59,748,487	2.04		
	計	69,588,625	6,824,138	62,764,487	9.81		
平成 14年	現年分	8,253,248	5,594,448	2,658,800	67.78		
	滞納繰越	62,764,487	729,900	62,034,587	1.16		
	計	71,017,735	6,324,348	64,693,387	8.91		
平成 15年	現年分	8,216,774	5,647,400	2,569,374	68.73		
	滞納繰越	64,693,387	729,600	63,963,787	1.13		
	計	72,910,161	6,377,000	66,533,161	8.75		
平成 16年	現年分	8,032,800	5,463,600	2,569,200	68.02		
	滞納繰越	66,533,161	646,700	65,886,461	0.97		
	計	74,565,961	6,110,300	68,455,661	8.19		
平成 17年	現年分	7,977,000	5,363,500	2,613,500	67.23		
	滞納繰越	68,455,661	651,400	67,804,261	0.95		
	計	76,432,661	6,014,900	70,417,761	7.87		
平成 18年	現年分	7,737,538	5,567,738	2,169,800	71.95		
	滞納繰越	70,417,761	1,122,700	69,295,061	1.59		
	計	78,155,299	6,690,438	71,464,861	8.56		
平成 19年	現年分	7,829,982	5,809,390	2,020,592	74.19		
	滞納繰越	71,464,861	816,264	70,648,597	1.14	8	1,822,827
	計	79,294,843	6,625,654	72,669,189	8.36		
平成 20年	現年分	7,947,600			0.00		
	滞納繰越	70,846,362			0.00		
	計	78,793,962	0		0.00		